

**改正**

昭和59年4月5日規則第21号

平成8年12月26日規則第74号

平成9年3月28日規則第14号

平成10年3月30日規則第30号

平成12年3月31日規則第48号

平成13年3月30日規則第39号

平成24年3月30日東京都板橋区規則第29号

平成24年7月9日東京都板橋区規則第65号

平成25年3月11日東京都板橋区規則第19号

平成26年11月14日東京都板橋区規則第54号

東京都板橋区美容師法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し、美容師法施行令（昭和32年政令第277号）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）及び東京都板橋区美容師法施行条例（平成24年板橋区条例第5号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成10年規則30号・12年48号・24年29号〕

(書類の経由)

**第2条** 法、省令、条例及びこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届出書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成8年規則74号・9年14号・12年48号・24年29号〕

(開設等の届出)

**第3条** 省令第19条の規定による美容所の開設の届出書は、別記第1号様式による。

2 省令第20条の規定による美容所の変更の届出書は、別記第2号様式又は別記第3号様式による。

3 法第11条第2項の規定による美容所の廃止の届出は、別記第4号様式による届出書によらなければならない。

4 省令第21条から第22条の2までの規定による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、その事

由に応じて、別記第5号様式、別記第6号様式又は別記第7号様式による。

一部改正〔平成8年規則74号・10年30号・13年39号・24年29号〕

(確認済証の交付等)

**第4条** 区長は、法第12条の規定により確認をしたときは、別に定めるところにより美容所業務台帳を作成し、別記第8号様式による確認済証を交付する。

一部改正〔平成8年規則74号・24年29号〕

(社会福祉施設等)

**第5条** 条例第5条の板橋区規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。）、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う施設（他の号に掲げるものを除く。）
- (2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター及び同条第26項に規定する福祉ホーム
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設、第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- (9) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの

追加〔平成24年規則29号〕、一部改正〔平成25年規則19号・26年54号〕

**付 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、都規則によつて作成された様式用の紙で現に残存するものは、なお、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（昭和59年4月5日規則第21号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の（中略）東京都板橋区美容師法施行細則に基づいて作製された様式用の紙で、現に残存するものに限り、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（平成8年12月26日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成9年3月28日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**付 則**（平成10年3月30日規則第30号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区美容師法施行細則に基づいて作製された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（平成12年3月31日規則第48号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区美容師法施行細則に基づいて作製された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（平成13年3月30日規則第39号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区美容師法施行細則に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**付 則**（平成24年 3 月30日東京都板橋区規則第29号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区美容師法施行細則に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**付 則**（平成24年 7 月 9 日東京都板橋区規則第65号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

**付 則**（平成25年 3 月11日東京都板橋区規則第19号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 5 条第 4 号の改正規定 公布の日
- (2) 第 5 条第 1 号の改正規定 平成25年 4 月 1 日
- (3) 第 5 条第 2 号の改正規定 平成26年 4 月 1 日

**付 則**（平成26年11月14日東京都板橋区規則第54号）

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

**別記**

第 1 号様式（第 3 条関係）

全部改正〔平成24年規則65号〕

第 2 号様式

全部改正〔昭和59年規則21号〕、一部改正〔平成10年規則30号・13年39号・24年29号〕

第 3 号様式

一部改正〔平成10年規則30号・13年39号・24年29号〕

第 4 号様式（第 3 条関係）

全部改正〔平成24年規則29号〕

第 5 号様式（第 3 条関係）

全部改正〔平成24年規則29号〕

第 6 号様式（第 3 条関係）

全部改正〔平成24年規則29号〕

第 7 号様式（第 3 条関係）

全部改正〔平成24年規則29号〕

第 8 号様式（第 4 条関係）

追加〔平成24年規則29号〕